

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和7年度の国民健康保険税決定通知書は6月10日(火)に、後期高齢者医療保険料額決定通知書は6月13日(金)に発送します。

納付方法・開始時期

- 納付書・口座振替で納付する方＝6月から
 - 年金から差し引かれている方＝4月・6月・8月は2月と同じ金額が差し引かれ、10月以降の納付額で今年度の保険税(料)額になるよう調整
- *失業や特別な事情で生活が著しく困窮し、納付が困難な方は、申請すると減免になる場合があります。

◆国民健康保険税

通知書は世帯主に送付します。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主に送付されます。

〈令和7年度の国民健康保険税率などの改正〉

法令の改正に伴い支援分の限度額を引き上げました。

〈保険税率など〉

| | 医療分 | 支援分 | 介護分 |
|------|-----------|--------|--------|
| ①所得割 | 8.42% | 2.73% | 2.10% |
| ②均等割 | 26,100円 | 8,900円 | 8,600円 |
| | 未就学児は2分の1 | | |
| ③平等割 | 26,600円 | 9,200円 | 5,900円 |
| ④限度額 | 65万円 | 24万円 | 17万円 |

- ①所得割 被保険者の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額に、上表の税率を乗じた額
- ②均等割 被保険者1人当たりの額
- ③平等割 1世帯当たりの額
- ④限度額 ①～③の合計額の上限額

〈軽減制度の拡大〉

法令の改正に伴い、均等割と平等割の軽減割合(2割・5割)になる基準を拡大しました。

| 世帯主と被保険者の前年の所得の合計額 | 軽減割合 |
|---|------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 7割 |
| 43万円+(30万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 5割 |
| 43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 2割 |

*世帯主には国保の被保険者ではない方も含まれます。被保険者には国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同じ世帯に属している方も含まれます。



問合せ 保険年金課国保賦課担当 (内線2115)

◆後期高齢者医療保険料

均等割と所得割の合計で、個人ごとの納付です。

〈令和7年度の保険料率と保険料の計算方法〉

| | |
|---------------|-----------------------------|
| ①均等割 1人当たりの額 | 52,953円 |
| + | |
| ②所得割 所得に応じた額 | (前年中の所得-最大43万円)×11.79% |
| | *前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。 |
| | |
| 1年間の保険料 (①+②) | 限度額80万円 (合計額の100円未満は切り捨て) |

〈軽減制度の拡大〉

法令の改正に伴い、均等割の軽減割合(2割・5割)になる基準を拡大しました。

| 世帯主と被保険者の前年の所得の合計額 | 軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|------|----------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 7割 | 15,885円 |
| 43万円+(30万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 5割 | 26,476円 |
| 43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 2割 | 42,362円 |

問合せ 保険年金課医療給付担当 (内線2105)

◆国保加入者が入院時に支払う一部負担金の免除・徴収猶予

| | 免除 | 徴収猶予 |
|----|--|---|
| 対象 | 次のいずれかの理由で医療費の支払いが困難な方 ●震災や風水害、火災などの災害で重大な損害を受けた ●干ばつや冷害、凍害、霜害による農作物の不作などの理由で、収入が前年より減少した ●事業や業務の休・廃止、失業などで、収入が前年より減少した | |
| 期間 | 3カ月以内 *さらに必要と判断された場合は、申請により、再度審査を行い、延長します。 | 6カ月以内 *期間中は市が立て替えて支払い、猶予期間が終了後、市に全額を支払います。 |

免除・徴収猶予の決定は、次のものを確認して総合的に判断します。免除の要件に該当しないときは、徴収猶予となる場合があります。

- 被保険者と生計を同じにする世帯全員の直近3カ月の平均収入額
- 支払いが困難なことを証明する書類(離職証明書、雇用保険受給者証、り災証明書など)
- 預貯金 ●生活保護基準額など

問合せ 保険年金課国保給付担当 (内線2112)